

◎新潟県告示第627号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

令和7年6月10日

新潟県知事 花 角 英 世

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定したサービスの種類	指定年月日
社会福祉法人 県央福祉会	三条市田島二丁目22-28	ライフケアくつろぎ	三条市田島二丁目22-28	小規模多機能型 居宅介護	令和7年1月1日

社会福祉法人 県央福祉会	三条市田島二丁目22-28	ライフケアくつろぎ	三条市田島二丁目22-28	介護予防小規模 多機能型居宅介護	令和7年1月1日
株式会社ステ ビア新潟	柏崎市松波一丁目4番53号	ケアセンター 久松	柏崎市松波一丁目4番53号	短期入所生活介護	令和7年1月1日
株式会社ステ ビア新潟	柏崎市松波一丁目4番53号	ケアセンター 久松	柏崎市松波一丁目4番53号	介護予防短期入 所生活介護	令和7年1月1日
株式会社ステ ビア新潟	柏崎市松波一丁目4番53号	ケアセンター 久松 居宅介護支援 事務所	柏崎市松波一丁目4番53号	居宅介護支援	令和7年1月1日
株式会社ステ ビア新潟	柏崎市松波一丁目4番53号	ケアセンター 久松 居宅介護支援 事務所	柏崎市松波一丁目4番53号	介護予防支援	令和7年1月1日